

## 11. 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの市長の意見及び当該意見についての都市計画決定権者の見解

「福岡市環境影響評価条例」第33条第2項及び「福岡市環境影響評価条例施行規則」第35条の規定により読み替えて適用される「福岡市環境影響評価条例」第19条の規定に基づく、環境の保全の見地からの福岡市長の意見及び意見についての都市計画決定権者の見解は、表11のとおりです。

表11 市長の意見及び都市計画決定権者の見解

市長の意見	都市計画決定権者の見解
(1) 構造物の存在により地下水の流れを遮断するおそれがあるため、地下水位の既存資料の整理により、地下水の流向把握に努め、評価書に記載すること。	福岡市の地下水についての既存文献（「福岡市の地下水 報告書」（昭和60年3月 福岡市水道局））を基に、地下水位等高線図を示し、地下水位を整理することで地下水の流向把握に努めました。その内容を評価書に記載しました。
(2) 建設工事の実施に伴う地盤については、事後調査として観測井で地下水位の変動を監視することとしているが、対象事業実施区域周辺の井戸の地下水位についても工事着手前に調査を行うこと。	建設工事の実施に伴う地盤については、事後調査として構造物築造箇所周辺に観測井を設置し、工事施工前及び工事期間中において地下水位を調査し、水位の変動を監視することに加え、対象事業実施区域周辺に存在する井戸についても、工事着手前に地下水位を調査してまいります。